

平成22年度

**「介護サービス情報の公表」制度の概要**

福島県指定情報公表センター

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

## 目 次

1 基本的な考え方	1
2 公表情報の責任主体	1
3 客観性の確保	1
4 プロセスを通じたサービスの質の改善	1
5 各制度や指導監査との違い	2
6 法的根拠	3
7 「介護サービス情報の公表」制度の仕組み	4
( 1 ) 公表される情報	
( 2 ) 報告・調査・公表	
8 公表の対象となる介護サービス	7
9 公表の対象となる事業所	8
( 1 ) 公表の対象となる事業所	
( 2 ) 各事業所における確認事項	
10 一体的に捉えるサービス種類の区分	10
11 調査手数料及び公表手数料	12
12 情報公表の頻度	13
13 指定調査機関	13
14 事業所の住所等に変更が生じた場合	13
各種様式	
介護サービス情報の公表の申出書(様式1)	14
事業所の休止・廃止に関する申出書(様式2)	15
事業所の休止予定・廃止予定に関する申出書(様式3)	16
介護サービス情報の報告・調査・公表の義務がないことの申出書(様式4)	17
事業所の住所等変更に関する申出書(様式5)	18
「介護サービス情報の公表」制度 Q & A	19

# 「介護サービス情報の公表」制度について

## 1．基本的な考え方

「介護サービス情報の公表」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障するための仕組みであり、利用者の選択を支援することを目的として、すべての介護サービス事業所の比較検討が可能となるよう、標準化された項目についての情報が定期的に公表される仕組みです。

「介護サービス情報の公表」は、介護サービス事業所の基本的な事項やサービスの内容、運営等に関する取り組み状況を利用者に対して公表するものであり、これによってその事業所の評価、格付け、画一化などを目的とするものではありません。

したがって、たとえば現時点では、「介護サービスマニュアルを整備していない」など、公表される内容が実施されていないということをもって行政指導等の対象となるものではなく、公表されたさまざまな情報に対する評価は、利用者自身に委ねられることとなります。

## 2．公表情報の責任主体

「介護サービス情報の公表」は、介護サービス事業所自らが、利用者の選択に役立つものとしてあらかじめ標準化された情報を公表するものです。これは、介護サービス事業所の責任において、情報を公表する仕組みであり、したがって、公表された情報の内容がサービス提供の現場で実現されているか否かの責任は、介護サービス事業所が有することになります。

## 3．客観性の確保

公表される情報には、公表前に、その情報の根拠となる事実を客観的に確認する必要があるため、第三者(調査員)による調査を行うこととなっています。調査員(原則1名)は、客観的事実を確認するのみであり、その事実についての良し悪しの判断・評価や改善指導などは行いません。

## 4．プロセスを通じたサービスの質の改善

介護サービス事業所にとっては、自ら公表情報を記入したり、調査員による調査を受けたりといったプロセスを通じて、サービスの質の改善への道筋を見出す効果が期待されます。

「介護サービス情報の公表制度解説ガイドブック制度解説編(平成21年4月改正対応)  
編集・発行 社団法人シルバーサービス振興会」より抜粋 一部加筆修正

## 5 . 各制度や指導監査との違い

各制度等との違いは、下表のとおりです。

	介護サービス 情報の公表	地域密着型サービス 外部評価	福祉サービス 第三者評価	指導・監査
主たる 目的	利用者の選択に資する 情報の提供	サービスの質の向上	サービスの質の向上	指定基準の遵守状況を 確認
根拠法令	介護保険法第 115 条	指定地域密着型サービス の事業の人員、設備及び 運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働 省令第 34 号）第 72 条第 2 項・第 97 条第 7 項、指 定地域密着型介護予防サ ービスの事業の人員、設 備及び運営並びに指定地 域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に 関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）第 65 条第 2 項及 び第 86 条第 2 項	社会福祉法第 78 条	社会福祉法 老人福祉法 介護保険法
実施主体	各都道府県知事に指定 された指定調査機関	各都道府県が選定した 評価機関	都道府県推進組織に認 証された評価機関	厚生労働省・都道府 県・政令市・市町村
対象	介護保険法施行規則に 定められているサービ ス	市町村が事業者指定・指 導を行う地域密着型サー ビスの 小規模多機能型 居宅介護、認知症対応 型共同生活介護（高齢者 グループホーム）	社会福祉法に定められ ている福祉サービス	各法に定められている 社会福祉法人、福祉・ 介護事業
義務 or 任意	義務	義務	任意	義務
公表	義務	義務	任意	なし
費用	都道府県ごとに定める 金額	評価機関ごとに定める 金額	評価機関ごとに定める 金額	なし

	介護サービス 情報の公表	地域密着型サービス 外部評価	福祉サービス 第三者評価	指導・監査
期間	年1回	年1回(但し一定の要件を 満たし、過去に5年連続で 受審している場合は2年に 1回とすることも可能)	任意	年1回(但し前年の結 果次第で書面による指 導・監査とすることも 可能)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認のための訪問 調査</li> <li>・確認すべき情報の「あ る」「なし」を確認。内容 の良し悪しについての評 価はなし</li> <li>・客観的な事業所の現況 を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が評価機関を 選択</li> <li>・次のステップに向け て期待したい項目につ いて記述する。</li> <li>・自己評価及び外部評 価結果を受けて、事業 者が目標達成計画を立 案する。</li> <li>・客観的な事業所の現 況を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が評価機関を 選択</li> <li>・サービス種別に対応 した評価基準による評 価の実施</li> <li>・評価項目を abc の三 段階で評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政による強制力が ある</li> <li>・査察的視点で問題点 を探し指摘</li> <li>・違反項目発覚時は行 政処分あり</li> </ul>

## 6 . 法的根拠

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法第 115 条の 35 から同 115 条の 43に規定されています。

介護保険法第 115 条の 35 では、「介護サービス情報の報告および公表」として、介護サービス情報の報告の義務(第 1 項)や、虚偽の報告や調査を受けることを拒絶した場合には指定取消の処分が行われること(第 4 項、第 6 項)等が定められています。

また、「指定調査機関の指定(介護保険法第 115 条の 36)」、「調査員(同第 115 条の 37)」、「秘密保持義務(同第 115 条の 38)」、「指定情報公表センターの指定(同第 115 条の 42)」等が定められており、公表制度は介護保険法の規定にもとづいて実施されるものです。

## 7. 「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

### (1) 公表される情報

介護サービス情報は、利用者本位の視点に立って、サービスごとに厚生労働省令等に規定され、「基本情報」と「調査情報」とで構成されています。

#### 【基本情報】

職員体制、利用料金などの基本的な事実情報で、事業所が報告したことが、そのまま公表されます。

事業所名:		事業所番号:		(扶番)
<b>基本情報 (訪問介護)</b>				
計画年度	2009年度			記入年月日
記入者名				所属・職名
1. 事業所を運営する法人等に関する事項 <input type="checkbox"/>				
法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
法人等の名称	法人等の種類	01:社会福祉法人(社協以外) 02:社会福祉法人(社協) 03:医療法人 04:社団・財団 05:営利法人 06:NPO 07:農協 08:生協 09:その他法人 10:地方公共団体(都道府県) 11:地方公共団体(市町村) 12:地方公共団体(広域連合・一部事務組合等) 99:その他 (その他の場合、その名称)		
	名称	(ふりがな)		
法人等の主たる事務所の所在地	〒			
法人等の連絡先	電話番号	FAX番号		
	ホームページアドレス	[ ] 0. なし 1. あり		
法人等の代表者の氏名及び職名	氏名	1. あり →		
法人等の設立年月日	職名	昭和・平成 年 月 日		

#### 【調査情報】

介護サービスのマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事業所が報告した情報について知事(指定調査機関)が事実確認の調査を行ったうえで公表されます。

1	調査日:		計画年度: 2009年度									
2	サービス名		事業所番号	事業所名								
3	訪問介護											
4	介護予防訪問介護											
5	夜間対応型訪問介護											
6												
7												
8	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	データ	記入	訪問介護	介護予防型訪問介護	夜間対応型訪問介護		
9	1. 介護サービスの内容に関する事項	1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入居患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入居患者等の権利保護のために講じている措置	(1) 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	① 利用申込者のサービスの選択に関する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。	重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。			○	○	○		
(その他)												
(10)			(2) 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	② 利用申込者の判断能力に障害が認められる場合において、利用者によってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。	利用申込者の判断能力に障害が認められる場合において、利用者によってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことに関する文書がある。				○	○	○	
(11)				(その他)								
(12)				(3) 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	③ 利用者の居室を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。	アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。				○	○	○
(13)					(その他)							
(14)	(4) 当該サービスに係る計画は、当該サービスの目標を記載している。	④ 当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の状態、希望を踏まえて作成している。	利用者及びその家族の状態、希望が記入された当該サービスに係る計画又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。				○	○	○			
(15)		(その他)										
(16)	(5) 当該サービスに係る計画には、当該サービスの目標を記載している。	⑤ 当該サービスに係る計画には、当該サービスの目標を記載している。	当該サービスに係る計画に、当該サービスの目標の記載がある。				○	○	○			
(17)		(その他)										
(18)							○	○	○			
(19)							○	○	○			

## (2) 報告・調査・公表

「介護サービス情報の公表」制度には、大きく分けて、報告・調査・公表という3つの段階があります。

### 【報告】

介護サービス情報について、事業者が福島県指定情報公表センター〔福島県社会福祉協議会（以下「県社協」）〕に対して報告を行うものです。報告の内容は、職員体制や利用料金などの「基本情報」と、マニュアルの有無や記録管理の有無などの「調査情報」があります。

### 【調査】

知事の指定する調査機関が、調査員を事業所に派遣し、事業所から提出された「調査情報」をもとに、客観的事実の有無を確認するものです。調査員は客観的事実の確認をするのみで、評価や指導は行いません。

### 【公表】

事業所から提出された基本情報と、指定調査機関から報告された調査結果を公表するものです。公表は福島県指定情報公表センター（県社協）が行い、インターネット上のホームページ（公表システム）に情報を掲載することによって行います。

< 調査計画策定から報告までの流れ >

<p><b>1 . 県知事（指定情報公表センター）による調査計画の策定等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査対象事業所の確定。</li><li>・ 調査対象事業所ごとの報告・調査・公表月の確定。</li><li>・ 指定調査機関への調査対象事業所への割り振り。</li><li>・ 調査日程の確定(指定調査機関は調査対象事業所との間で具体的な調査日等を確定)</li></ul>
<p><b>2 . 調査票の配布等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県知事(指定情報公表センター)から調査対象事業所へ介護サービス情報の記入帳票(「基本情報調査票」及び「調査情報調査票」)を配布(Excel シートまたは Web)。</li><li>・ 調査日の案内</li></ul>
<p><b>3 . 調査票の記入及び報告等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査対象事業所は配布された「基本情報調査票」、「調査情報調査票」を記入(Excel シート入力または Web 入力)し、介護サービス情報を県知事(指定情報公表センター)に報告。</li></ul>
<p><b>4 . 指定調査機関への介護サービス情報の通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県知事(指定情報公表センター)から調査対象事業所より受理した介護サービス情報(「基本情報調査票」及び「調査情報調査票」)が通知(配布)される(Web より出力)。</li></ul>
<p><b>5 . 事業所把握及び調査票の確認等(事前準備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護サービス情報(「基本情報調査票」、「調査情報調査票」)により調査対象事業所の状況の把握及び調査票の内容確認。</li></ul>
<p><b>6 . 事業所訪問調査の実施(原則 1 名・半日程度)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「確認のための材料」について事実確認を行う(評価や指導は行わない)。</li></ul>
<p><b>7 . 調査結果の同意</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査対象事業所に対して調査結果を報告し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて同意を得る。</li></ul>
<p><b>8 . 調査結果の報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査員は、調査終了後、調査結果 1 部を速やかに指定調査機関に対して報告。</li><li>・ 指定調査機関は、調査員からの報告後、速やかに調査結果を県知事(指定情報公表センター)に対して報告(報告用調査票の提出)。</li></ul>

## 8 . 公表の対象となる介護サービス

訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型） 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型） 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型） 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型） 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型） 地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型） 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設） 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設） 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設） 居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

## 9. 公表の対象となる事業所

### (1) 公表の対象となる事業所

報告・調査・公表の対象となる事業所は、計画の基準日（4月1日）の前年1年間（今年度は平成21年4月1日から平成22年3月31日）において、対象となるサービスを実際に提供しており、介護報酬（居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額）の支払実績が100万円を超える事業者です。

この金額が100万円以下（介護保険法施行規則第140条の30第1項イからヨに定める区分に掲げる介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下であって、それぞれの当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるものを除く）の事業所は報告・調査・公表の義務を負いません。ただし、100万円以下でも事業所が公表を希望する場合は、義務を負っていませんが公表の対象とすることができますので、様式1「介護サービス情報の公表の申出書」（P14）により福島県指定情報公表センター（県社協）によりお申し出ください。

また、廃止・休止並びに廃止予定・休止予定の場合は、確認が必要となりますので様式2「事業所の休止・廃止に関する申出書」（P15）または様式3「事業所の休止予定・廃止予定に関する申出書」（P16）によりお申し出ください。これは、一部のサービスを廃止・休止する（例えば、訪問介護と介護予防訪問介護のサービスを提供していて、介護予防訪問介護だけを廃止・休止する）場合も申し出が必要ですので、ご注意ください。

なお、平成20年度から介護予防等サービスも報告・調査・公表の対象となっていますが、主たるサービスが公表対象となれば介護報酬の支払実績を問わず介護予防等サービスも併せて公表対象となります。

#### <対象となる事業所と報告・調査・公表の義務>

	既存の指定事業所						新規の指定事業所		
	基準日前年1年間に支払を受けた金額が100万円以下			基準日前年1年間に支払を受けた金額が100万円を超える					
	報告	調査	公表	報告	調査	公表	報告	調査	公表
基本情報	任意		任意	義務		義務	義務		義務
調査情報	任意	任意	任意	義務	義務	義務	任意	任意	任意

[新規開設事業所・休止から再開する事業所]

報告・公表の対象となる事業所は、計画の基準日（4月1日）以降に、対象となるサービスを新たに提供しようとする事業所です。このような事業所の場合、サービス提供等の実績がありませんので、基本情報項目のみの報告・公表となります。

また、休止していた事業所が事業所を再開する場合も、報告・公表となりますので、福島県指定情報公表センター（県社協）へご連絡ください。

(2) 各事業所における確認事項

福島県指定情報公表センター（県社協）では、介護報酬の支払実績が100万円を超える事業所及び一体的運営をしているサービスのリストを国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）からの情報を基に、当該事業所に通知しています。

しかし、国保連から提供されたデータには、以下の費用が含まれるなどしているため、各事業所に確認いただくこととしています。

各事業所において、下記～を総合的に確認いただき、介護報酬支払実績額が100万円以下となる場合は、様式4「介護サービス情報の報告・調査・公表の義務がないことの申出書」（P17）により福島県指定情報公表センター（県社協）へお申出ください。

ただし、2つ以上の介護サービスを一体的に運営しており、その中で1事業所でも100万円を超えている場合は、全ての事業所が公表の対象となりますので、申出の必要はありません。

国保連の介護報酬支払実績額のうち除外しなければならない費用

（平成20年12月8日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）

ア．居宅支援サービス費（平成17年度までの費用）

イ．居宅支援サービス計画費（平成17年度までの費用）

ウ．有料老人ホーム又は軽費老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定と併せて、養護老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所の、養護老人ホームの指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費

エ．有料老人ホーム又は軽費老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定と併せて、養護老人ホームの指定地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所の、養護老人ホームの指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費

オ．有料老人ホーム又は軽費老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定と併せて、養護老人ホームの指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所の、養護老人ホームの指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費

【確認】上記ア～オの費用を除いた場合 100 万円を超えているか？

介護報酬支払実績額には、利用者負担額（1 割分）を含んでいますが、必ずしも事業者による減免措置分を差し引いた純粋な利用者負担額ではありません。

【確認】純粋な利用者負担額とした場合 100 万円を超えているか？

介護報酬支払実績額には、本県以外の実績額が含まれていません。

【確認】介護報酬として支払いを受けた実績額に県外のサービス利用者分を含めた場合 100 万円を超えているか？

## 10. 一体的に捉えるサービス種類の区分

2 つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施することとされています。訪問調査による事実確認については、原則として主たるサービスのみの内容を確認することとし、効率的な調査を行うこととなります。

福島県指定情報公表センターでは、事務処理上、下記のとおりグループ分けをしています。なお、14～16 は「福祉用具販売」「認知症対応型通所介護」「短期入所生活介護」が主たるサービスの場合に事務処理するグループとして分けてあります。

### < 一体的サービスのグループ一覧 >

	一体的サービスのグループ名称 (主たるサービス)	主たるサービスと一体的に調査するサービス (予防サービス等)
01	訪問介護グループ	介護予防訪問介護 夜間対応型訪問介護
02	訪問入浴介護グループ	介護予防訪問入浴介護
03	訪問看護グループ	介護予防訪問看護 指定療養通所介護
04	訪問リハビリテーショングループ	介護予防訪問リハビリテーション
05	福祉用具貸与グループ	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

06	通所介護グループ	認知症対応型通所介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 指定療養通所介護
07	通所リハビリテーショングループ	介護予防通所リハビリテーション 指定療養通所介護
08	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) グループ	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型) 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)
09	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) グループ	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型) 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)
10	介護老人福祉施設グループ	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11	介護老人保健施設グループ	短期入所療養介護(介護老人保健施設) 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
12	介護療養型医療施設グループ	短期入所療養介護(介護療養型医療施設) 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)
13	居宅介護支援グループ	
14	特定福祉用具販売グループ	特定介護予防福祉用具販売
15	認知症対応型通所介護グループ	介護予防認知症対応型通所介護
16	短期入所生活介護グループ	介護予防短期入所生活介護
17	認知症対応型共同生活介護グループ	介護予防認知症対応型共同生活介護
18	小規模多機能型居宅介護グループ	介護予防小規模多機能型居宅介護
19	特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) グループ	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型) 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)

## 11. 調査手数料及び公表手数料

「介護サービス情報の公表」制度では、「調査手数料」と「公表手数料」の2種類の手数料を対象の事業者負担していただきます。

この手数料は、福島県の条例で定められており、各調査機関が各事業所の調査を行う前までに納入していただきます。手数料は、「調査手数料」と「公表手数料」を併せて、各調査機関から一括請求させていただきます。なお、下記の手数料は、平成21年度時点のものです。変更があった場合には、その都度お知らせすることとなります。

平成21年度 調査手数料・公表手数料（参考）

### (1)【調査手数料】

一体的に調査するサービスの組み合わせ	調査手数料
・訪問介護・介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護	26,000
・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	26,000
・訪問看護・介護予防訪問看護・指定療養通所介護	26,000
・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	26,000
・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売	24,000
・通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護・指定療養通所介護	26,000
に掲げるサービスと短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合	28,000
・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ・指定療養通所介護	26,000
に掲げるサービスと短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合	28,000
・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））	28,000

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）・介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）・介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））</li> </ul>	28,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	28,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）</li> <li>・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）</li> </ul>	28,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護療養型医療施設・短期入所療養介護（介護療養型医療施設）</li> <li>・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）</li> </ul>	28,000
居宅介護支援	24,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	20,000
に掲げるサービスと認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合（共用型）	26,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	20,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型））</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型））</li> </ul>	28,000
、及び に掲げるサービスと短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合	28,000

(2)【公表手数料】

同じ種類のサービスの調査1件につき、

11,000円

## 12. 情報公表の頻度

「介護サービス情報の公表」制度は、毎年県知事（指定情報公表センター）が定める「報告・調査・公表計画」に基づき、1年に1回実施されます。

具体的には、事業者は1年に1回「介護サービス情報（基本情報・調査情報）」を指定情報公表センター（県社協）に「報告（提出）」し、調査機関の「調査（訪問調査）」を受けていただくことになります。

## 13. 指定調査機関

福島県は、指定調査機関として下記の団体を指定しています。

名 称 社会福祉法人福島県社会福祉協議会  
代表者 会長 瀬谷 俊雄  
所在地 福島市渡利字七社宮 111 番地  
電 話 024-523-1256  
F A X 024-524-3618

名 称 N P O 法人福島県シルバーサービス振興会  
代表者 理事長 長澤 榮治  
所在地 福島市中町 4 番 20 号  
電 話 024-528-0408  
F A X 024-528-0418

名 称 特定非営利活動法人福祉ネットワーク  
代表者 芳賀 孝正  
所在地 いわき市錦町大島 2 番地  
電 話 0246-68-7774  
F A X 0246-68-7779

## 14. 事業所の住所等に変更が生じた場合

事業所の住所、連絡先等に変更が生じた場合は、様式 5 「事業所の住所変更に関する申出書」（P 1 8 ）により、福島県指定情報公表センター（県社協）までお申し出ください。

様式 1

介護サービス情報の公表の申出書

平成 年 月 日

福島県指定情報公表センター 様

事業所名

事業所番号

代表者名

印

介護サービス情報の公表について、当事業所は、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日）の介護報酬支払実績が 100 万円以下であります。下記のとおり公表を希望しますので申し出いたします。

記

1. 公表する情報  
(希望する番号に 印)

基本情報及び調査情報

基本情報

調査情報

2. 希望公表月

年 月

様式 2

事業所の休止・廃止に関する申出書

平成 年 月 日

福島県指定情報公表センター 行  
(FAX 024 - 524 - 3618)

所在地 〒

事業所名

(事業所番号： )

代表者名

印

本事業所における下記の介護サービスは、休止または廃止しており、当該行政に対して届出済みであるため、介護サービス情報の公表に係る計画から削除くださいますようお願いいたします。

区 分 (いずれかを で囲んでください)	休 止 ・ 廃 止
サービス種類	
休止・廃止の時期	平成 年 月 日
県・市町村への届出年月日	平成 年 月 日
電話番号	
担当者氏名	

休止・廃止届出書の写しを添付してください。

様式 3

事業所の休止予定・廃止予定に関する申出書

平成 年 月 日

福島県指定情報公表センター 行  
(FAX 024 - 524 - 3618)

所在地 〒

事業所名

(事業所番号： )

代表者名 印

本事業所における下記の介護サービスは、休止または廃止を予定しておりますので、調査票の提出及び手数料の納付の猶予を申し出ます。また、後日、当該行政に提出する届出の写しを送付いたします。

なお、諸事情により休止・廃止をしなかった場合は、制度に基づく調査票の提出及び手数料を納付いたします。

区 分 (いずれかを で囲んでください)	休止予定 ・ 廃止予定
サービス種類	
休止予定・廃止予定の時期	平成 年 月 日
県・市町村への届出予定年月日	平成 年 月 日
電話番号	
担当者氏名	

後日、休止・廃止届出書の写しを送付してください。

様式4 介護サービス情報の報告・調査・公表の義務がないことの申出書

福島県指定情報公表センター様

平成 年 月 日

事業所名

代表者名

印

当事業所（施設）で提供する下記の介護サービスについては、介護保険法第115条の35条第1項の規定に基づき、規則第140条の30に規定する介護サービスの情報の公表の対象外となることを下記のとおり申し出るとともに、記載内容に虚偽が無いことを誓約いたします。

事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成21年4月1日から平成22年3月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			
事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成21年4月1日から平成22年3月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			
事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成21年4月1日から平成22年3月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			
事業所名		事業所番号	
サービス種類		指定年月日	
所在地			
基準日前1年間(平成21年4月1日から平成22年3月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額(単位:円)			

1 介護保険法施行規則第140条の30第一号イからヨに定める区分により一体的に運営する全ての事業所について、基準日前1年間(平成21年4月1日から平成22年3月31日)におけるサービスの対価として支払いを受けた額が、100万円以下の場合に申出を行ってください。

2 1事業所でも100万円を超える場合は、一体的に運営する全ての事業所が公表の対象となりますので、

申出の必要はありません。

様式 5 事業所の住所等変更に関する申出書

平成 年 月 日

福島県指定情報公表センター 行

( FAX 0 2 4 - 5 2 4 - 3 6 1 8 )

旧事業所名

( 事業所番号 : )

( サービス種類 : )

代表者名 印

下記のとおり、当該事業所の連絡先が変更となりましたのでお知らせします。

新 名 称	
新 住 所	〒
新電話番号	
新 FAX	

## 「介護サービス情報の公表」制度 Q & A

Q 1	調査の対象事業所はどうやって決まるのか？
A 1	調査対象事業所の選定基準は、当該年度の介護サービス情報に係る報告、調査及び情報公表計画の「計画の基準日」の前年の 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間において介護報酬実績額が利用者負担分を含めて 100 万円を超える事業所です。
Q 2	新規事業所のため前年の報酬実績は 100 万円以下なので、公表の対象にはならないのではないかと？
A 2	新規事業所は、基本情報のみの公表が義務付けられています(介護保険法第 140 条 31)。任意にて調査情報の公表もできますので、ご希望があれば、お問い合わせください。また、前年の報酬実績が 100 万円以下の事業所におきましても、任意にて公表が可能です。
Q 3	調査を拒否した場合、どうなるのか？
A 3	介護保険法において、「介護サービス情報の公表」を行うこと及び公表のための調査を受けることは、事業者の義務として定められています。 したがって、「調査を受けない」など、本制度の主旨に反した場合には、介護保険法第 115 条の 3 5 の規定により、報告及び調査を命じ、これに従わないときは、その事業者の指定の取消または指定の効力の一部又は全部の停止ができることとなっています。
Q 4	「都道府県知事が定める計画の基準日」とはいつの事か？
A 4	福島県の計画で定められた基準日を指しています。 福島県の場合は、毎年 4 月 1 日に基準日を設けています。
Q 5	調査の時点は調査日現在となるのか、報告日（基本情報の記入年月日）現在のどちらか？

A 5	報告日現在となります。調査のための資料等は、基本情報の記入年月日からさかのぼって1年間の資料で調査します。
Q 6	調査は、どのような方法で行われるのか？
A 6	公表項目のうち、「基本情報」については、明らかな誤りがない限り、事業所の報告をそのまま公表しますが、「調査情報」については、調査員が現地で面接調査の方法によって確認を行います。

Q 7	基本情報項目は、全て入力するのか？
A 7	原則的には、全て入力してください。ただし、サービス種類によっては、全てを入力しなくても構わない項目もあります。WEB上での入力の際には、未入力であればエラー表示がされますので、表示内容に従って入力してください。また空欄や不要なスペースを作るとエラーとなる場合がありますのでご注意ください。英・数字は半角で、それ以外の文字は全角で入力してください。単位（人、箇所など）は不要ですので、数字のみ入力してください。例えば、人員配置の人数において、医師の数が「1人」の場合には、「1」を入力してください。

Q 8	介護サービスを提供し、または提供しようとする事業所等に関する事項、事業の開始（予定）年月日は、介護保険制度施行前よりサービスを提供している場合、制度施行日（平成12年4月1日）になるのか？
A 8	当該サービスの提供を始めた日になります。制度施行前より開始している場合でも、開始した日を入力してください。

Q 9	指定の更新年月日（直近）について、まだ更新をしたことが無い場合はどのようなになるのか？
A 9	更新を受けたことが無い場合は、指定を受けた年月日を入力してください。平成21年度からそれぞれの事業所の指定年月日に対応した更新が進められますので、ご注意ください。 なお、更新の手続きや時期等については、福島県保健福祉部介護保険室に問い合わせください。

Q 10	サービス提供者（訪問介護員、保健師、看護師等）1人当たりの利用者数はどのように出すのか？
------	--

A 1 0	利用定員を在籍しているその職種の職員数の常勤換算人数の合計で除した人数を記入する。設問に記載されている以外の職種の人数は含めないでください
Q 1 1	業務に従事した経験年数について、非常勤の人の場合はどうするのか？
A 1 1	常勤、非常勤にかかわらず、当該職種に従事した年数を入力してください。

Q 1 2	食堂や機能訓練室を共有で使っており、明確に仕切られていない場合はどのようにしたらよいのか？
A 1 2	食堂と、機能訓練室を兼用している場合は、同じ面積を入力してください。

Q 1 3	同じ法人がいくつか事業所を持っている場合、事業所間の異動も採用（退職）者数に含めるのか？
A 1 3	事業所間の異動は含めませんので、新規採用及び退職した人数のみを入力してください。

Q 1 4	調査は、介護サービス事業所が「あり」と報告した項目についてのみ行うものか。
A 1 4	「なし」と報告された項目については、調査は実施されません。

Q 1 5	調査員の訪問調査後、事業者の同意を得ることとされているが、具体的にはどのような手続きが必要か。
A 1 5	当該調査票（調査情報）には、事業所の同意欄が設けられておりますので、事実誤認等が無ければ、記名・押印していただく事となります。また、当該同意は、調査結果についての事実誤認が無いことと、調査結果がそのまま公表されることについての同意であり、同意欄には、調査に関して、事業者を代表する者の署名、記名捺印等により行われる事が必要となります。

---

---

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会  
(福島県指定情報公表センター)

〒960 - 0201

福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024 - 523 - 1256 (福祉サービス支援課)

FAX 024 - 524 - 3618

作成 平成 22 年 4 月

---

---